

旭川医科大学釣銭取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年8月8日学長裁定)

旭川医科大学釣銭取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学釣銭取扱細則（平成16年7月14日学長裁定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

改正後	現行
(略)	(略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第3条 この細則は，本学が保有する釣銭準備金について適用する。	第3条 この細則は，本学が保有する釣銭準備金について適用する。
2 釣銭準備金の保管場所は， <u>財務課出納係</u> 及び医事課収納係とする。	2 釣銭準備金の保管場所は， <u>会計課出納係</u> 及び医事課収納係とする。
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
<u>この細則は，令和7年8月8日から施行し，令和7年8月1日から適用する。</u>	
(略)	(略)
【改正理由】	
令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。	